**自治会規約例（R3.4月版）**

　この規約例は、自治会の規約を作成されたり、改正される時のための参考例です。地域の実情にあった規約づくりのご参考として、お役立てください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　佐久穂町役場総務課

-------------------（ここから上は削除してお使いください）-------------------

**○○区規約**

制定　○○年○月○日

最近改正　○○年○月○日

**第１章　総則**

（組織）

第１条　この区会は○○区と称し、第１常会、第２常会および第３常会内に居住するものをもって組織する。

（目的）

第２条　本区会は、区民相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第３条　本区会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）区民相互の親睦に関すること

（２）清掃、美化等の環境整備に関すること

（３）防災、防火、交通安全に関すること

（４）地域の福祉に関すること

（５）住民相互の連絡、広報に関すること

（６）○○会館の維持管理に関すること

（７）……

**第２章　役員**

（注）役員については、規約の中で、その設置や人数、役割などを記しておくことが望ましいです。（会の規模等の必要に応じて○○委員、班長等を設置される場合も、規約の中で明らかにしておくことが望ましいです。）

（役員の種別）

第４条　本区会に、次の役員を置く。

（１）区長　　　　１名

（２）副区長　　　１名

（３）会計　　　　１名

（４）○○委員　　○名

（５）班長　　　　各班１名

（６）監事　　　　２名

（役員の選任）

第５条　区長、副区長、会計は、区民の互選により選出する。

２　○○委員は、区長の所属する常会より選出する。

３　班長は、各班の中から、互選により選出する。

４　監事は、前役員の中から区長が任命する。

（役員の職務）

第６条　役員は、次の職務を行う。

（１）区長は、区会を代表し、会務を総括する。

（２）副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。

（３）会計は、区会の会計事務を処理する。

（４）○○委員は、区長の命を受けて、会務を分担する。（例：生活環境担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等）

（５）班長は、区民との連絡調整にあたる。

（６）監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第８条　役員が、規約に違反したとき又は本区会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

**第３章　総会**

（注）総会は、自治会における最高の意思決定機関として、その構成や表決権の設定、及び成立の要件や出席者、議決数、委任状の取り扱いなどについて、区民間に疑問が生じないよう、規約で明確に定めておくことが望ましいです。

（総会の構成）

第９条　総会は、区内に居住する世帯の代表者および区役員をもって構成する。

（総会の種別）

第10条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

２　定期総会は、毎年○月に開催する。

３　臨時総会は、区長が必要と認めたとき、全区民の○分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（総会の招集）

第11条　総会は、区長が招集する。

２　総会を招集するときは、区民に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の○日前までに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第12条　総会は、次の事項を審議し、議決する。

（１）事業計画及び事業報告に関する事項

（２）予算及び決算に関する事項

（３）役員の選任及び解任に関する事項

（４）規約の変更に関する事項

（５）……

（６）その他の重要事項

（総会の議長）

第13条　総会の議長は、その総会に出席した区民の中から選任する。

（総会の定足数）

第14条　総会は、区内世帯の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

（総会の議決）

第15条　総会の議事は、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（区民の表決権）

第16条　区民は、各々１票の表決権を有する。

（総会の書面表決等）

第17条　やむを得ない理由のために総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第15条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第18条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）区民の現在数及び出席者数（委任状及び書面表決書を提出した区民を含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）……

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人○名以上の署名押印をしなければならない。

**第４章　役員会**

（役員会の構成）

第19条　役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

（役員会の招集）

第20条　役員会は、区長が必要と認めたときに招集する。

（役員会の審議事項）

第21条　役員会は、区長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会において議決された事項の執行に関する事項

（３）……

（４）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第５章　会計**

（経費）

第22条　本区会の経費は、区費、区運営助成金、財産収入、その他の収入をもってあてる。

（区費）

第23条　本区会の区費は、１世帯あたり年間○○円（または月額○円）とする。

（会計年度）

第24条　本区会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（基金の設置）

第25条　会館の維持管理を目的として基金を設けるものとする。

（役員の手当）

第26条　区役員手当として、次のとおり支給する。

（１）区長　　　　　　町から支給

（２）副区長、会計　　○○円／年

（３）○○委員　　　　○○円／年

（４）班長　　　　　　○○円／年

（５）監事　　　　　　○○円／年

**第６章　雑則**

（委任）

第27条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に区長が定める。

附則

この規約は、○○年○月○日から施行する。

（参考）地区によっては「公民館等の維持管理」や「氏子総代」等について規約に定めている地域もあります。区民の皆さんと話し合い、地域の実情にあった規約を作り、楽しく安心して暮らし続けられる自治会運営をめざしましょう。